

相続40年ぶり見直し

民法の相続の仕組みが1980年以来、約40年ぶりに見直される。政府が13日に国会に提出した民法の相続分野を見直す民法改正案など関連法案は、時代の変化にあわせ高齢社会に対応するのが狙いだ。ポイントは大まかに3つある。

■死別後も居住権 1つ目は、残された高齢の配偶者の保護に重点を置いたことだ。配偶者が自身がいなくなるまで今の住居に住める配偶者居住権を新たに創設。動いて生活資金を得るのが

難しい高齢の配偶者が住まいを失わずに、生活資金も得やすくする仕組みだ。

遺言がなく配偶者と子どもで遺産を分ける際、配偶者の取り分は2分の1になる。後の生活に不安が残る。

500万円に増える。

そこで、配偶者居住権を設けた。居住権は売却などの権利がないため所有権に比べ評価額が低く、その分、預貯金の取り分が増える。居住権の評価額が1千万円なら、預貯金の取り分は1

分けることによるため実質的に配偶者の取り分が増える。

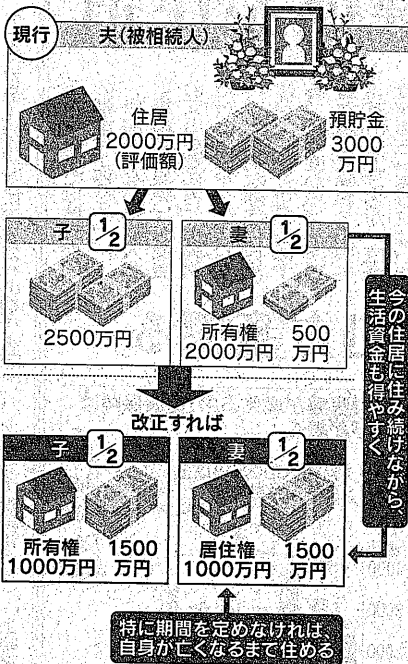
■遺言の保管制度 今回の改正の2つ目の柱が遺言の保管制度の創設だ。生前に書く自筆証書遺言を公的機関である全国の法務局で保管できるようにする。これまでは自宅で保管するか弁護士や金融機関に預けてきたが、被相続人の死後に遺言の所在が分からなくなる恐れがあった。法務局に預ければ、相続人が遺言があるかを調べやすくなる。遺言を巡るトラブルを防ぐ。家庭裁判所で相続人が立ち会って内容確認する一検認も不要にする。1人で手軽に書ける利点がある自筆証書遺言で改ざんや紛失を防ぎ、利便性

も高める狙いだ。財産の1覧を示す財産目録は自筆ではなくパソコンで作成できるようにする。

■介護・看病に報いる 3つ目のポイントには、亡くなった被相続人に対して生前、介護や看病で貢献した人に報いる制度を盛り込んだ点だ。被相続人の親族で相続の権利がない人でも、介護などの貢献分を相続人に金銭請求できるようにする。例えば息子の妻が義父の介護で尽力した場合、一方、親族ではない家政婦などは対象外となる。今回の改正は法律婚が対象だ。事実婚など家族のあり方の多様化に即した見直しについて、今後も検討を進める必要があるとされた。

高齢社会に対応

配偶者居住権のイメージ (夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割するケース)



自筆証書遺言の保管制度を創設

保管

自宅に保管するか、弁護士などに預ける → 全国の法務局で保管可能に。遺言があるかを調べやすくなる

開封手続き

家庭裁判所で相続人が立ち会う「検認」が必要 → 検認が不要に

財産目録

財産の一覧を示す財産目録も自筆(手書き) → 財産目録はパソコンで作成可能に

民法改正案を国会提出